

聴覚障害者による聴覚障害者のための映像祭典!

# 第4回 さかの聴覚障害者映像祭

## 開催と作品募集のお知らせ

映画のふるさと、京都・嵯峨野であなたの映像作品を発表しませんか?  
優秀作品は「目で聴くテレビ」で放映されます!

2008年

1月27日(日)

10:00~16:00

**会場** 全国手話研修センター  
(コミュニティ嵯峨野)

〒616-8372 京都市右京区嵯峨天竜寺広道町3-4

**内容** 聴覚障害者および聴覚障害者を含むグループが  
監督、キャスター、カメラマン、出演者として  
自主制作、収録した映像の発表と紹介

**主管** 第4回さかの障害者映像祭 実行委員会

**主催** 社会福祉法人 全国手話研修センター

**協力** 特定非営利活動法人 CS障害者放送統一機構

Cinema and Video Festival of the Deaf

### ▶ 作品応募要項

**募集内容** フィルム制作、ビデオ制作、DVDなど不問。テーマは自由。  
ただし、ここ2年以内(2006年12月16日)に制作したものに限り、

作品の長さは、**20分**を限度とします。(5分、10分でも可)

**1団体(1個人)1作品**を限度とし、応募多数の場合は一次審査を行います。  
但し、公序良俗に反する内容の作品については出品をお断りする場合があります。

**部門** 1.ドキュメンタリー部門 2.フィクション(ドラマ)部門 3.特別部門(ろう学校作品など)

**出品料** 1,000円

- ・応募作品は、必ず応募申込書といっしょにお送りください。
- ・応募作品は、返却いたしません。また万一の損傷や紛失等の事故が発生した場合の責任は負いかねますので、あらかじめご了承ください。(配送時のビデオテープ破損事故が頻発しています。梱包はくれぐれも厳重にお願いします。)

**応募資格** 聴覚障害者団体、聴覚障害者個人または聴覚障害者を含むグループ

**応募締切** 2007年12月16日(火) 当日消印有効

**優秀作品発表** 2008年1月27日(日) 於 映像祭会場  
特に優れた作品については、「目で聴くテレビ」で放映します。

◆ 作品に使用する著作権の処理について

- ・著作権法上、作品に使用した著作物は、応募申込書に必ず記入してください。個人や家庭内で楽しむ以外の目的で、ビデオ作品に他人の著作物を使用する場合は、その著作権者の許諾が必要です。
- ・著作物には、音楽、写真、絵画、小説、シナリオ、映画、レコード、放送、ビデオなどが含まれます。
- ・著作権の承諾を得ていない映像や楽曲などを使用している場合、「目で聴くテレビ」での放映ができないことがあります。
- ・外国の音楽を使用するときは、外国の著作権者に直接、または代理人を 通した許諾交渉が必要となります。

◆ 応募作品の取り扱いについて

- ・応募作品の権利は、作者に属します。
- ・主催者は、「さかの障害者映像祭」のPR等の目的で、応募作品を無償で複製・編集し、放送、インターネット配信等を行なうことがあります。
- ・応募作品の販売等については、作者と協議を行なった上で、決定します。

### 【応募および問い合わせ先】

特定非営利活動法人 CS障害者放送統一機構 「第4回さかの聴覚障害者映像祭」係  
〒530-0044 大阪市北区東天満2-7-12 スターポート

Fax.06-6242-6502 Tel.06-6242-6501

